

## 公募型プロポーザル方式実施要綱

滋賀県が発注する土木事業および建築事業に係る調査、設計等の業務についての公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号。以下「特例規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### 1 対象業務

本要綱の対象業務は、「滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」(以下「特定手続実施要綱」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が特例政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分で総務大臣の定める額以上のものとする。

### 2 選定・特定手続に参加することができない者

滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(平成8年滋賀県告示第171号)第2条第2項各号のいずれかに該当する者は本選定・特定手続に参加することができない。

### 3 参加表明書の提出

(1) 知事は、技術提案書の提出者を選定するため、当該業務に係る滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(公告の日において最新のもの。)(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者および有資格者名簿に登録がない者でプロポーザルに参加する資格があると認められた者を対象として、本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。なお、有資格者名簿に登録がない者のプロポーザルに参加する資格の審査は「滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱」第2条から第4条に基づき実施する。その際、第2条中「特定建設工事等の契約の締結が見込まれる場合における当該契約の締結ごとに行う競争入札に参加しようとする者に必要な資格等に関する告示(以下「告示」という。)をした日の前日(以下「審査基準日」という。)」を「公告日の前日」に、「当該告示」を「公告」に読み替える。

(2) 知事は、有資格者名簿に登録がない者のプロポーザルに参加する資格の審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。なお、審査に当たっては、滋賀県建設工事等契約審査委員会を活用するものとする。

(3) 参加表明書の提出期限は、原則として、6(1)の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日以上とするものとする。

### 4 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて知事が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規定に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種または類似業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他知事が必要と認める事項

### 5 手続開始の公告

(1) 知事は、参加表明書の提出を求める場合には、次に定める事項について、  
県公報、掲示等により公告するとともに、その概要を公表するものとする。

- ①業務の概要（業務名、業務内容および履行期限）
- ②技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準
- ③技術提案書を特定するための評価基準
- ④説明書の交付期間、場所および方法
- ⑤参加表明書の提出期限、場所および方法
- ⑥技術提案書の提出期限、場所および方法
- ⑦関連情報を入手するための紹介窓口
- ⑧選定・特定手続きに参加することができない者
- ⑨有資格者名簿に登録がない者のプロポーザルに参加する資格の審査において提出する書類、提出期限、場所、提出方法、資格審査の項目および資格審査の結果通知の方法
- ⑩その他知事が必要と認める事項

(2) (1) の公告は、別添1の公告例<省略>によるものとする。

#### 6 説明書の交付

(1) 5 (1) の公告後速やかに、次に定める事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- ①業務の概要
- ②参加表明書の作成様式および記載上の留意事項
- ③参加表明書の提出期限、場所および方法
- ④説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間およびその回答方法
- ⑤技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準
- ⑥非選定理由に関する事項
- ⑦技術提案書の作成様式および記載上の留意事項
- ⑧技術提案書の提出期限、場所および方法
- ⑨技術提案書を特定するための評価基準
- ⑩非特定理由に関する事項
- ⑪苦情申立てに関する事項
- ⑫書類等の作成に用いる言語、通貨および単位
- ⑬公告の写し、契約書案、仕様書案
- ⑭支払条件
- ⑮その他知事が必要と認める事項

(2) (1) の事項ならびに次に掲げる事項を説明書において明らかにするものとする。

- ①参加表明書および技術提案書は、説明書において示す様式により作成すること
- ②提出期限までに参加表明書を提出しなかった者および技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないこと
- ③参加表明書および技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- ④提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替えおよび再提出は認めないこと
- ⑤提出された参加表明書は、返却しないこと
- ⑥提出された参加表明書および技術提案書は、提出者に無断で使用しないこと

⑦参加表明書および技術提案書に記載した予定技術者は、病床、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更することはできないこと。

⑧参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書および技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがあること

(3) (1) および(2)に掲げる説明書は、別添2の説明書例<省略>によるものとする。

#### 7 技術提案書の提出者の選定

(1) 知事は、5 (1) の公告および6 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

(2) (1) の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として40日間以上とするものとする。

(3) 知事は、技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準の決定ならびに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、滋賀県建設工事等契約審査委員会を活用するものとする。

(4) 技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準は、4に掲げる事項について定めるものとする。

#### 8 非選定理由の説明

(1) 知事は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨および選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) (1) の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（滋賀県の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、知事に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

(3) 知事は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

(4) (1) から(3)までに掲げる事項については、6 (1) の説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1) の通知において明らかにするものとする。

(5) (1) の通知は、7 (1) の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、5 (1) の公告および6 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

#### 9 特定手続実施要綱の準用

技術提案書の特定手続その他本要綱に定めのない事項については、特定手続実施要綱によるものとする。

#### 10 苦情申立て

本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる旨を、6 (1) の説明書において明らかにするものとする。

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 14 日から施行する。